

「外為決済リスクに係る ラウンドテーブル 中間報告書」の概要

2020年度上期までに信託勘定への 同時決済導入を目指す

金融庁監督局健全性基準室
課長補佐 朝倉 利恵



外為決済リスクが顕在化すると巨額の損失が生じうるため、わが国でもインターバンク取引の大部分で同時決済が行われている一方、信託勘定では同時決済が導入されておらず、外為決済リスクが存在している。信託勘定への同時決済導入を進めるべく、金融庁は昨年12月にラウンドテーブルを設置して幅広い関係者と議論を行ってきた。本稿では、金融庁が今年8月に公表した「外為決済リスクに係るラウンドテーブル中間報告書」の概要を解説する。

金融システムを脅かした ヘルシユタツト銀行事件

まず、外為決済リスクの内容について整理しておく。
外為取引における通貨の受渡しは、各通貨の発行国の市場において行われる。たとえば、邦銀が米銀に円を支払う場合、米

銀が日本銀行に当座預金口座（日銀当預）を保有していれば、日銀ネットを使って邦銀の日銀当預から米銀の日銀当預に直接円を振り替えることにより決済を行う。米銀が日銀当預を有していなければ、米銀が決済の代行を依頼しているコルレス銀行の日銀当預に円を振り替えることができる。いずれにしても、

日本市場の取引時間中に円の決済が行われることとなる。米銀が邦銀に米ドルを支払う場合には、同様に、米国市場においてFedwireを使って邦銀がニューヨーク連邦準備銀行に保有している当座預金口座に米ドルを払うか、もしくはコルレス銀行を通じて邦銀に米ドルを支払うこととなる。

もし、邦銀が米銀に円を支払った後、その米銀が邦銀に米ドルを支払う前に破綻すると、邦銀は円を支払ったものの、米ドルの元本総額を受領できなくなってしまう。この各通貨の受払いの行われる時差によって元本を取りはぐれるリスクが「外為決済リスク」である（図表1）。極東に位置し、欧米との時差が大きい日本の金融機関にとっても重要なリスクといえよう。
当該リスクに係る最も有名な出来事は「ヘルシユタツト銀行事件」である。1974年、当時の西ドイツのヘルシユタツト銀行が、フランクフルト市場閉場後に経営破綻した。その日に独マルクを支払って米ドルを受領する取引をしていた多くの銀行は、すでにドイツ時間の午前中に独マルクをヘルシユタツト銀行に支払ってしまい、ニューヨーク市場において米ドル資金を受け取ることができなくなってしまった。この事件を機に、国際的な監督協力の枠組みの重要性が認識され、バーゼル銀行監督委員会が設立されるなど、金融システムの安定を脅かした

大事件であった。

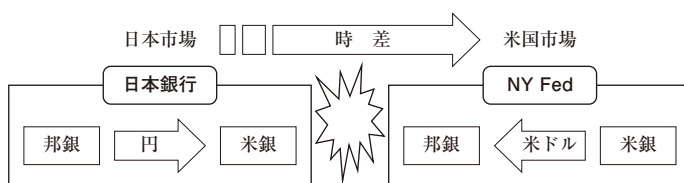
91年には、ルクセンブルクのBCCI銀行が営業停止処分となり、邦銀を含む外銀が米ドルを受け取ることができず、外為決済リスクが顕在化するという同様の事件が発生した。

これらの出来事をふまえて、国際決済銀行（BIS）で主要国の中央銀行による検討が行われ、銀行界に対して、リスクを削減する多通貨決済システムの構築を求めるオールソップ・レポートが96年に公表された。これを受けて、2002年には、同時決済（PVP: Payment-versus-Payment）（注1）を提供するCLS銀行が稼動することとなった。

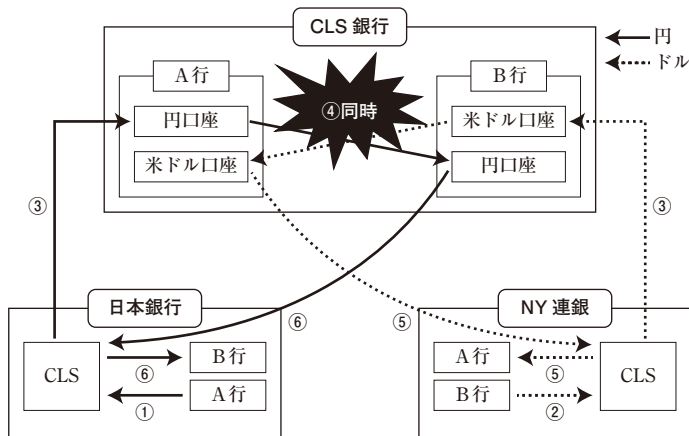
CLS銀行を活用した同時決済の仕組み

現在、金融機関が外為取引を同時決済する主要な方法は、CLS銀行を使った決済である。CLS銀行は米国に設立された多通貨同時決済に特化した特別目的銀行であり、米国連邦準備制度の規制監督を受ける。また、

〔図表1〕 外為決済リスクが顕在化する仕組み



〔図表2〕 同時決済によって外為決済リスクを回避する仕組み



開設する方法である（注2）。ここでは、ともに決済メンバーであるA行とB行が円と米ドルを交換する外為取引を行った場合を例に、CLS決済について説明する（図表2）。

円を支払うA行は日本銀行（支払通貨の発行国の中央銀行）にあるCLS銀行の口座に、日銀ネット（支払通貨の発行国

の中央銀行が提供するRTGSシステム）を使って円を払い込む（①）。米ドルを支払うB行は、ニューヨーク連銀にあるCLS銀行の口座にFedwireを使って米ドルを払い込む（②）。CLS銀行は払い込まれた金額を、CLS銀行内に開設されたA行とB行の口座にそれぞれ入金し（③）、CLS銀行内で、A行口座の円がB行口座に、B行口座の米ドルがA行口座に同時に振り替えられる（④）。その後、CLS銀行内のA行口座の米ドルは、Fedwireを使ってニューヨーク連銀内にあるA行口座に支払われ（⑤）、CLS銀行内のB行口座の円は、日銀ネットを使って日本銀行内にあるB行口座に支払われ（⑥）、決済が終了する。

こうしたプロセスで一斉に決済が実行されるため、CLS銀行が決済の対象としている18通貨（注3）すべてに係る各国の決済システムが稼動している時間帯に決済される必要がある。

このため、中央ヨーロッパ時間（CET）の午前7時から決済が行われている。

信託勘定への同時決済導入に向けて

なお、CLS銀行を使った同時決済が可能になったことや、外為市場が急速に拡大したこと等をふまえ、13年2月に、バーゼル銀行監督委員会が「外為取引の決済に関連するリスクを管理するための監督上の指針」を公表し、金融機関に対して「実務的に可能な範囲で同時決済を提供する金融市場インフラ(FMI)を利用すること」を通じて、決済リスクを削減するよう求められている。

また、17年5月には、日本を含む世界16カ国・地域の中央銀行と民間市場参加者が協力して「グローバル外為行動規範」が策定され、BISから公表された(注4)。同規範においても、同時決済が推奨されている。

幅広い関係者の議論を求めてRTを設置

前記のように、外為決済リスクに対応する国際的な動きが広がるなか、金融庁は16年10月に公表した「平成28事務年度金融行政方針」において、外為取引に係る決済リスク削減のため、

同時決済の促進に努める方針を掲げた。

金融庁では、当該方針に沿って各業態へのアンケート調査を実施し、実態把握を行った。その結果、リスクの高いインターバンク取引においては、通貨スワップや主要通貨以外の取引について今後対応を要する課題があるもの、おおむね同時決済に対応済みと認められることがわかった。一方、信託勘定においては、リスクが相応に高いと考えられる取引があるにもかかわらず、同時決済が導入されていないことが判明した。

外為決済リスクへの対応としては、バーゼル銀行監督委員会の指針を規制化する方法も考えられる。しかし、外為取引量がきわめて小さい金融機関を含む全対象先に一律に規制を課すことは必ずしも妥当でなく、当該指針においても、銀行の外為取引の規模、特性、複雑性およびリスクプロファイルをふまえるよう求められている。

このため、本邦においても、まずは当該指針の内容および外為決済リスク管理の重要性につ

いて金融機関に周知を図って自主的な対応を促し、対応が遅れている取引については、その要因を把握し、課題の解消に努めることとした。

とくに、本邦信託勘定における課題への対応については、幅広い関係者と具体的な解決策について十分な議論を尽くす必要があると考えられたため、16年12月にラウンドテーブル(RT)を設置した。RTにおいては、日本銀行、金融庁に加え、信託銀行、取引相手である為替銀行、運用会社、グローバル・カストディアン、CLS銀行といった幅広い本邦外為市場関係者に参加を要請し、精力的な議論を行っているところであり、本年8月に中間報告書を公表した。

同時決済の必要性から導入時期にまで議論が及ぶ

(1) 同時決済導入の必要性

RTでは、参加者全員が信託勘定における取引について、同時決済の導入が必要との認識に至った。実際のところ、同時決

済の重要性は業界内で十分に共有されており、インターバンク取引や、他国のファンド取引においてはすでに同時決済が導入されている。本邦信託勘定においては、当該リスクが軽視されていたからではなく、導入にあたってさまざまな課題があり、関係者全員による課題への対応が求められるため、いまだ導入に至っていないというのが実情であった。

同時決済の利用が拡大し、各金融機関のオペレーションが同時決済を前提としたものとなるなか、信託勘定における取引にも同時決済を導入することにより、グローバル・スタンダードと整合的で、より安全かつ効率的な業務環境を整備することが可能となる。同時決済は取引当事者双方が合意しなければ成立しえないものであり、取引関係者が広く導入し、利用可能性を高めることが求められる。

(2) 導入にあたっての課題

このように、同時決済導入の必要性はすでに認識され、実際に何度か同時決済導入に向けた取組みが業界内で検討されたに

もかわらず、いくつかの課題があり、導入に至らなかった経緯がある。

最初にあげられる課題としては、前述のCLS決済の時間帯が限定的なことがある。通常、信託ファンドにおいては、外為決済を行った後、証券決済等につなげて全体的な資金繰り運営を行っており、CLS決済をしない場合には、午前中に受領した円資金を同日運用している。

しかし、CLS決済を行う場合には、早い場合であってもCET7時（日本時間の15時、夏時間では14時）まで円を受領することができず、円資金の運用ができない。信託ファンドにおいては顧客との関係からも資金運用の効率化を図る必要がある、CLS決済をしない場合と同様の対応を行うためには、CLS決済時間までの間、円資金を手当てしてもらおう日中流動性の供与が必要となる。

また、信託勘定において同時決済を導入するためには、これまでの実務フローをどのように変更するのか検討する必要がある。たとえば、信託元本の増減

に伴い、約定済みの為替取引について分割や期日短縮といった細かい調整を行ってきた本邦信託ファンド特有の取引手法の扱いをどうするのかといった点や、これまで信託勘定の取引では行われていなかった、決済情報を書前に取り決めるための標準決済指図（SSI）を交換するのかといった点などについて、信託ファンド取引における新しい市場慣行の確立を目指し、関係者全員で議論する必要がある。

(3) 課題の解決に向けて

RTにおいては、すでに同時決済が導入されているインターバンク取引における対応を確認し、できる限りオペレーションの調和を図ることにより、関係者の対応が容易になるとの意見が出された。一方、海外ファンD取引における対応については、市場慣行や遵守すべき法令等が異なることから、両者の相違をふまえた対応が重要との意見が示された。

日中流動性については、海外のファンD取引において、決済を行うグローバル・カストディアンがファンDに対して個別に

審査を行い、供与しているケースが紹介された。日本の信託ファンド取引においても同様に、グローバル・カストディアン等がファンDごとに審査を行い、当該ファンDが信用条件等を満たす場合には日中流動性の供与を行うことが可能であることが確認された。

本邦信託ファンド取引における新しい市場慣行の整備については、東京外為市場委員会が信託協会とともにプロジェクト・チームを設立し、実務担当者間で具体的な検討を行うこととなった。

CLS決済の導入に伴い追加的なコストが発生するが、莫大な損失が発生しうる決済リスク管理のためには必要なものであり、今後、受益者等顧客に十分な説明を行い、理解を得ることが求められる。

(4) 段階的導入

同時決済の実際の導入にあたっては、リスクの高い取引からできる限り早期に対応を進めるため、①18年度下期をターゲットとした当初フェーズと、②東京市場における慣行を確立した

うえで残りの取引について対応を行う19年度下期から20年度上期をターゲットとした本格フェーズの2段階で実施することが合意された。

外資系の運用会社が外資系の子銀行と取引を行う場合には、すでに海外拠点で同時決済を行っていることから比較的早期に対応可能である。また、日系の運用会社においても、リスクの高い取引、たとえば大口の外為取引等に限定すれば、一日に行われる件数も限られていることから、早期に対応できる。

一方で、より多くの取引について同時決済を行うためには、本邦外為市場における新しい市場慣行を確立し、関係者間での慣行に沿ったシステム対応等の態勢整備が必要となり、相応の時間を要する。

このため、2段階に分けて実施を進めることが、より効率的との結論に至った。

来夏にも金融機関の準備状況を確認予定

今後金融機関には、RTにお

信託勘定への同時決済導入に向けて

ける合意事項に沿って必要な措置を講じ、同時決済導入に向けた準備を着実に進めることが求められる。金融庁としても18年夏ごろに再度RTを開催し、準備状況を確認する予定である。また、東京外為市場委員会のプロジェクト・チームにも参加し、日本銀行とともに、業界と引き続き議論を重ね、各金融機関による対応が円滑に進むよう環境整備に努める所存である。金融庁としては、関係者とともにこうした地道な努力を積み重ねることにより、より安全で効率的な金融システムの実現に少しでも貢献できればと考えている。

(注) 1 2種類の通貨の決済を行う際に、一方の通貨の支払いが行われる場合に限り、他方の通貨の支払いが行われることを保証する仕組み。

2 直接決済メンバーとなる方法以外に、「サードパーティー」として、決済メンバーにCLS決済を依頼する間接参加の方法などがある。

3 豪ドル、カナダドル、ユーロ、円、スイスフラン、英ポンド、米ドル、シンガポールドル、スウェーデンクローナ、ノルウェークローネ、デンマーククローネ、香港ドル、韓国ウォン、ニュージーランドドル、南アフリカランド、メキシコペソ、イスラエルシケル、ハンガリーフォリント

4 井上広隆・星野昭「グローバル外為行動規範」の概要と東京市場での取組み」(本誌17年7月17日号32ページ)参照。

(本稿の執筆にあたっては、榎本英高氏(日本銀行決済機構局企画役)、小林亜紀子氏(日本銀行決済機構局企画役補佐)、宮原亜季氏(日本銀行決済機構局)から多大な協力を得た。本稿における意見は執筆者の個人的見解であり、金融庁の公式見解ではない。)

あさくら りえ

99年財務省近畿財務局入省。米ニューヨーク連銀出向、国際室課長補佐(バーゼル規制担当)、金融国際審議官補佐官等を経て現職。